

平成22年度予算における 肝炎治療特別促進事業（肝炎医療費助成制度） の変更点について

H22予算額 180億円 ← H21予算額129億円

1. 自己負担限度額（月額）の引下げ

H21： 所得に応じ、1、3、5万円の自己負担限度額



H22： 原則1万円（上位所得階層2万円）

※上位所得階層＝ 市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯

2. 助成対象医療の拡大

H21： インターフェロン治療のみ助成対象



**H22： B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を
助成対象に追加**

3. 肝炎医療費助成制度の利用回数の制限緩和

H21： インターフェロン治療に係る本助成制度の利用は、
1人につき1回のみ



**H22： 医学的にインターフェロン再治療の効果が高いと
認められる一定条件を満たす者について、
2回目の本助成制度の利用を認める。**